

2020年5月27日

各位

会社名 東京電力ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役社長 小早川 智明
(コード番号：9501 東証第1部)
問合せ先 総務・法務室株式グループマネージャー 山上 聡
(TEL. 03-6373-1111)

訴訟の決定に関するお知らせ

当社は、2019年3月13日付「米国における当社に対する控訴の提起に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社に対する訴訟について米国カリフォルニア州南部地区連邦裁判所が下した却下決定（以下、「本地裁決定」といいます。）につき、米国第9巡回区控訴裁判所（以下、「本件裁判所」といいます。）に控訴を提起されておりましたが、2020年5月22日（現地時間）、本件裁判所より、原告らの請求を却下した本地裁決定を支持する旨の決定（以下、「本件決定」といいます。）が下されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、2018年3月19日付「米国における当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にて米国コロンビア特別区連邦裁判所への訴訟の提起についてお知らせした同種の訴訟につきましては、引き続き係属しております。

記

1. 訴訟の提起から決定に至るまでの経緯

- (1) 2012年12月21日、米国居住の個人（米国空母の乗組員等）が、福島第一原子力発電所の事故に起因する被ばくにより身体的、経済的及び精神的損害を受けたことなどを主張し、少なくとも10億米ドルの基金の創設等を求め、当社に対して訴訟を提起しました（原告数239名、2013年3月15日付「米国における当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」参照）。
- (2) 2019年3月4日、米国カリフォルニア州南部地区連邦裁判所は、当該訴訟について、原告らの請求を却下する旨の本地裁決定を下しました（2019年3月6日付「訴訟の決定に関するお知らせ」参照）。
- (3) 2019年3月8日、本地裁決定を不服とした原告らは本件裁判所に控訴を提起しましたが、2020年5月22日、本件裁判所は、原告らの請求を却下した本地裁決定を支持する旨の本件決定を下しました。

2. 今後の見通し

- (1) 本件決定を受けて、今後、原告らが上告受理の申立等を行う可能性もあることから、原告らの動向を見極めるとともに、係属中の同種の訴訟についても引き続き適切に対応してまいります。
- (2) 現時点では本件決定に伴う当社の業績への影響はございませんが、今後、開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以上